

憲法改正手続法の施行延期を求める会長声明

憲法改正手続法は、2007年5月18日に公布され、2010年5月18日施行予定とされており、施行期日が目前に迫っている。

同法は、附則3条において、投票年齢の問題に関し、「この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」としているが、民法の成年年齢に関して若干の検討がなされているに止まり、いまだ必要な法制上の措置は講じられていない。

また、同法の附則11条では、公務員の政治的行為に対する制限に関し、「この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法、地方公務員法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」としている。しかし、この点についても全く検討はなされておらず、必要な措置は講じられていない。

これは、同法を成立させた国会自身が自らに課した義務に違反するものであり、同法を施行する前提条件を欠くものと言わなければならない。

さらに、同法の成立に際し、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会では、18項目にわたる附帯決議がなされた。問題とされた論点は、国民投票広報協議会のあり方、公務員及び教育者の国民投票運動規制のあり方、罰則における構成要件の明確化、憲法審査会のあり方、合同審査会のあり方等多岐にわたるが、特に、「投票年齢」、「最低投票率」、「テレビ・ラジオの有料広告規制」の3点については、「本法施行までに必要な検討を加えること」とされている。しかしながら、民法の成年年齢の検討以外には、附帯決議がなされた18項目について全く検討はなされておらず、何らの法制上の措置も取られていない。

そもそも、憲法改正手続法は、国の基本法たる憲法の改正手続を定める法律であり、憲法が基本理念とする国民主権原理から、憲法改正に国民の意思が正確に反映されるよう、極めて慎重な配慮が要請されるのである。同法に含まれるこれらの問題点について、まず国会で検討を加え必要な法制上の措置を講ずるべきであり、それまでの間、同法の施行は延期されなければならない。

以上から、当会は憲法改正手続法の施行延期を求めるものである。

2010年(平成22年)4月26日

大阪弁護士会

会長 金子武嗣